

連絡先：

関連 警備救難部警備課補佐 渡邊 晃久

電話： 3591-9795（直通）、3591-6361 内線 5601

関連 警備救難部管理課国際業務企画官 鏡 信春

電話： 3580-0503（直通）、3591-6361 内線 5101

関連 警備救難部刑事課補佐 岩崎 茂

電話： 3591-7946（直通）、3591-6361 内線 5404

平成18年5月22日
海上保安庁

北太平洋海上保安共同オペレーションの実施について

平成17年9月に開催された北太平洋海上保安機関長官級会合において、参加機関による多国間連携訓練及び共同パトロールを実施することが合意され、参加機関との調整の結果、今般以下のとおり実施することとなりました。

多国間セキュリティ訓練

1 目的

参加機関による容疑船の海上追跡能力の向上を図り、共同オペレーションのための連携強化、自動情報交換システムの慣熟を図ることにより、北西太平洋海域のセキュリティ強化に資する。

2 時期

平成18年5月27日（土）から6月1日（木）

3 参加機関

- (1) 米国コーストガード
- (2) 中国公安部及び交通部海事局
- (3) 韓国海洋警察庁
- (4) ロシア連邦保安庁国境警備局
- (5) 海上保安庁（本庁、八管本部（巡視船だいせん、わかさ、さんべ）が参加。）
- (6) カナダ・コーストガード（コーディネーションセンターのみ参加）

4 訓練海域

中国・上海からロシア・ウラジオストクに至る海上（総延長約 1,100 海里（約 2,000km））

5 訓練シナリオ

中国上海港に入港予定の大量破壊兵器流出懸念国の船籍を有する貨物船は、船舶

保安情報の提供を拒否した。このため中国政府は同船による上海への入港を拒否する決定を行った。同時に中国公安部は当該船舶に起因する事件を予防する観点から、同船の動静を把握するため追跡することとし、周辺国に対しても同船の追跡につき協力を要請した。要請を受け中国、韓国、日本、ロシアの順に追跡を実施する。

6 想定容疑船

米国コーストガード設標船セコイア (SEQUOIA) (総トン数約 2,000 トン)

7 当庁の対応

- (1) 5月29日夕刻から5月31日昼頃までの間、第八管区海上保安本部の巡視船だいせんにより容疑船セコイアを追跡するとともに、5月30日隠岐諸島付近海域において巡視船わかさ及び巡視船さんべによるセコイアに対する立入検査訓練(荒天の場合は中止)を実施する。
- (2) 当該動静情報は、自動情報交換システムを通じ他機関と共有され、各機関はセコイアの追跡状況を同時に把握する。
- (3) なお、立入検査の様子は、巡視船だいせん船上からの現場取材が可能です。
(乗船を希望する場合の連絡先：第八管区海上保安本部総務課
電話番号 0773-76-4100
5月24日までにご連絡下さい。なおヘリコプターの搭載人員の関係から取材者数を制限する場合があります。)

多国間多目的訓練

1 目的

参加機関による容疑船への乗船、不法入国者及び違法薬物の捜索能力の向上を図るとともに、各国が連携した洋上海難救助訓練を実施し、関係機関間の協力体制の強化を図る。

2 時期

平成18年6月7日(水) 釜山海洋警察庁基地岸壁における乗船・捜索訓練
平成18年6月8日(木) 港外における洋上海難救助訓練

3 参加機関

- (1) 韓国海洋警察庁(主催)
- (2) 海上保安庁(七管本部(巡視船ちくぜん)が参加)
- (3) 米国コ-ストガード
- (4) ロシア連邦保安庁国境警備局
- (5) 中国、カナダはオブザーバー参加

4 訓練内容

(1) 乗船・捜索訓練

釜山海洋警察庁基地岸壁に係留中の容疑船に対し、各国が順次、高速艇からの乗船訓練を行うとともに、船内を捜索し、不法入国者及び違法薬物を捜索、不法入国者の捕捉、違法薬物の発見、検出を行う。訓練終了後、各国の担当者により乗船・

捜索手法について意見交換を行う。

(2) 洋上海難救助訓練

参加船艇、航空機による観閲を行う。

原因不明の爆発を起こした貨物船に対し、各国が連携して次の訓練を行う。

- ・ヘリによる海中転落者（ライフジャケット不着用）救助
- ・救難艇による海中転落者（ライフジャケット着用）救助
- ・火災船舶の消火作業及び自己呼吸具を着用しての船内捜索
- ・ヘリによる負傷者（貨物船上）吊り上げ・移送及び救急措置
- ・航行不能となった貨物船の曳航

訓練終了後、評価会を開催し意見交換を行う。

5 当庁の対応

(1) 七管本部は巡視船ちくぜんを釜山に派遣し、上記訓練に参加させます。巡視船ちくぜんは、6月4日に釜山に入港、以後訓練打合せ等を行い、7・8日に訓練を行った後、9日に釜山を出港します。

(2) 七管本部は、次長（小山内 智）、警備救難部長（恩田 隆）他を派遣し、訓練の指揮等に当たります。

(3) 本庁は、警備救難監（富賀見 栄一 / 派遣団長）他を派遣します。

共同パトロール

1 目的

参加機関による公海上での共同パトロールを行い、その結果、得られた違法操業漁船の情報交換等を行うことにより、関係機関間における違法操業漁船の調査・監視体制の強化を図る。

2 時期

平成18年6月下旬

3 参加機関

- (1) 米国コーストガードなど（現在調整中）
- (3) 水産庁 オブザーバー参加
- (4) 海上保安庁（所属航空機ガルフVが参加）

4 共同パトロールの概要

北太平洋における公海上のパトロールを米国コーストガード巡視船「RUSH」などとともに行う。

5 当庁の対応

(1) 米国コーストガード及び水産庁担当者の方にオブザーバーとしてガルフVに同乗して頂き、約8時間にわたるパトロールを実施予定。

(2) 合同パトロール中に参加船との情報交換を行うとともに、自動情報交換システムにより沿岸各国との情報交換を予定。